

---

## メンタルヘルス

---

### 動 向

2013年からの第12次労働災害防止計画で、国は計画が目指す社会の在り方として、「働くことで生命が脅かされたり、健康がそこなわれるようなことは、本来あってはならない」と掲げている。重点とする5つの健康確保・職業性疾病対策の頭書にメンタルヘルス対策、次に過重労働対策を挙げている。更にメンタルヘルス対策に取り組んでいる事業場の割合を80%以上とするという、具体的な数値目標を謳い、そのための対策を示した。

1990年代頃から心の健康について喧伝されるようになって久しい。多くの働く人々にとって、社会環境は厳しく、時に辛く悲惨な状況に晒される場面が見られることもあった。この間、国はいろいろな対応・対策を講じてきているが、必ずしも良い方向に向かっていないこともある。2013年の国民生活基礎調査によると、15歳以上で働く人のうち「心の病」で通院しているのは推定約83万人とされ、年々増加の傾向が見られ、「心の病」に罹患している人は120万人を超えるとも言われている。

2014年度は、我が国のメンタルヘルス対策に関して、画期的な年になったのではないかと言えよう。5月23日、過労死等防止対策推進法が成立、6月27日公布され11月1日に施行されることになった。その第二条で「過労死等」の定義として、業務における過重な負荷による脳血管疾患若しくは心臓疾患を原因とする死亡とともに、強い心理的負荷による精神障害を原因とする自殺による死亡が条文化された。第一条で法律の目的として、我が国において過労死等が大きな社会問題となっており、本人、その遺族又は家族だけでなく社会にとっても大きな損失であるとし、防止対策を推進し過労死等がなく仕事と生活を調和させ、健康で充実して働き続ける社会の実現に寄与すると謳われている。

また、数年来行政、学会等で多くの議論・討議が重ねられ、2012年国会解散により廃案となった「ストレスチェック」に関する労働安全衛生法改正法案が、6月19日成立の運びとなり6月25日公布されるに至った。ストレスチェック制度に関する法の主旨は精神疾患を見つけ出すためだけでなく、あくまでも心理的負担の程度を把握するための検査を行うことに主眼がおかれたことである。事業者が講ずべき措置の適切かつ有効な実施を図るための指針の整備のため、法の施行期日は一年半後の2015年12月1日とされた。このために、2014年10月3日を第一回として12月15日の第五回に至る、学識経験者等によるス

トレスチェック制度に関する検討会が開かれた。制度実施に伴う細目、情報管理及び不利益取り扱い等に関わることなどを討議検討の結果、12月17日報告書として取りまとめられ公表された。

1998年に前年と比べ急激に増加した自殺者数は、2011年まで連続14年間3万人台で推移していたが、2012年より3万人台から減少し、2014年は25,427人であった。年間3万人超となった1998年当初からの5年間は、年齢階級別に見ると50歳台が8千人超で最多であったが、2014年は4千人余と半減以下となったことが特徴的と言える。

一方、精神障害の労災補償状況は、2014年度は請求件数、決定件数共に過去5年間の最高数となった。そのうち未遂を含む自殺に関しては総自殺者が減少しているにも拘わらず、99件と過去最多となったことがわかる。年齢階級別では、30～50歳台の働き盛りの世代が75%を占め、その原因の具体的出来事は、長時間労働を含む仕事量に関わること及びパワーハラスメントによるものが多い。

### 現 状

当協会がメンタルヘルスに関わる事業を開始してから12年が経過した。ストレスチェックについても当初より受託し、現在までの総件数は12万件余に上り、事業場のメンタルヘルスに寄与してきたと言える。労安衛法改訂に伴う此度の健康診断時に実施されるストレスチェック制度の導入についても、実施・分析・面談等の対応にも事業化の充実を目指して検討、準備が続けられている。

産業医業務の一環として協会来所で実施されたものは算入されていないので、ライフサポートクリニックでの医師担当の面談数は漸減の傾向にある。

保健師による健診時面接・ストレスチェックは漸増しており、その他の調査についてもメンタルヘルスに関する要因が増加したため、その対応実施数を加算した結果大幅増加を示すことになった。

メンタルヘルス教育は、講師選定、日程調整などの点から、対象が固定化している。また従前どおり嘱託産業医業務の中で事業場での研修・教育は恒常化していると言える。

メンタルヘルス事例検討会は参加人数は少数ながら定例的に開催され、ストレスチェック制度導入とともに、新機軸を採用する方向で検討されている。

---

関係の集計表は164頁に掲載

---